

研究

路政史の一資料

復興局書記官 菊池慎三



歴史は事實を單に事實として之を明かにするを以て足れり
としない。その事實の發展進行の裡に潛める合理性を明かに
するところがなければならぬ。行政の根本的改善を企て確乎
たる主義方針に立脚せんとする者は、東西の行政史實から多
大の教訓暗示を受けるのである。既往の實績に鑑み現在の難

ある。憲政の母國英國地方行政の沿革史は英國特有の事態に
關に較べ現行制度並行政の得失如何を考慮することは、吾曹
の任務であるし、又之に關する吾曹の感懷は廣く行政當路の
諸士と共に切磋琢磨の資料としたいと思ふ。其の事柄が外國
特種の沿革に基づくものであつても識者は其の間から諸般の
参考事項を發見するのである。此の點に於て英國地方行政に
關するシドニーエップの歴史的研究は世界無比の大事業で

基因する事項も固より多いが、其の古今

の變遷制度施設の進

歩發達の跡は、各國行政當路者に深思熟慮せしめるものが多

い『勞動組合史』、『產業民主主義』、消費者

協同運動』等の名著は、『ヨーロッパ協会の

着實な社會改造運動

の中心思想を示す物として各國識者の耽

讀する所であるが、地方行政に關する浩

大精緻なる研究調査も之に劣らざる一大

偉業である。英國地

方自治體の機關組織

の沿革に關しては第

◎ 大阪市改更道路 (一)

本道路は本町二丁目交叉點より長堀橋北詰に至る市電堺筋線。車道は木塊鋪裝、直勾配五十分、歩道はセメント混擬土板鋪裝勾配六十分五、幅員十二間(軌道敷共)大正十一年

六月竣工

工事大要左の

如し。

(車道)基礎工

一、三、六、

(セメント混擬土)

厚さ五寸敷一、

三、「セメントモルタル」厚さ四

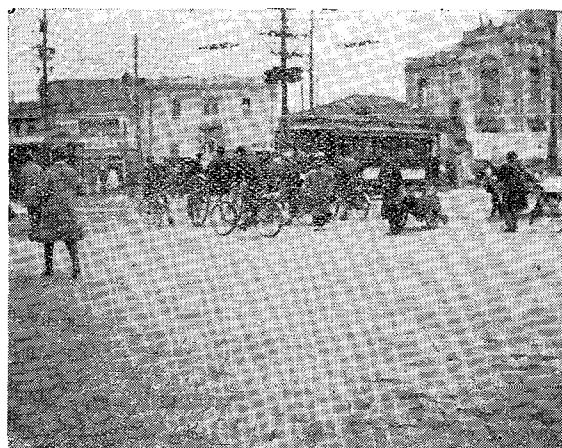
分、目地「アス

フルアルト」幅二

分、目地「アス

フルアルト」幅二

分、「セメント混擬土」板九寸六分五厘角厚さ二寸。



幅三分(深上部
本部一寸)木塊
町長五寸幅三寸
二丁目交又
厚さ三寸

幅三分(深上部
基礎工石灰「セ
メント混擬土」
厚さ三寸
敷一、二漆喰
厚さ五分、目地

(歩道)基礎工
又
セメント混擬
土」厚さ三寸
敷一、二漆喰
厚さ五分、目地
セメントモルタル
幅二分(深上部
地一二漆喰幅二分(深下部一寸九分)及一二、二、三
一分)「セメントモルタル」幅二分(深上部
一分)「セメント混擬土」板九寸六分五厘角厚さ二寸。

カウンチー第二卷及
第三卷マナー及バロ
一第四卷特別公共團
體の四卷を成し、其
の第四卷は千九百一
十二年刊行を見たも
ので第一卷刊行の千
九百六年の第一卷序
文中に八年前から地
方行政史の調査研究
を開始したと云つて
居るので、此の四卷
の著述は正に四半世
紀の不斷の努力の成
果である。其の調査
研究の態度方法の總
密周匝な事は『產業
民主主義』に調査研
究方法を詳述して居

る所を見ても察せら
れる。地方行政の機
能に關する沿革に付
ては未だ組織的の著
述を見ないけれども
『國道物語』 The sto
ry of the King's Hig
hway は千九百十三年
に刊行され、近く「地
方自治體の下に於け
る英國監獄」が出
た、尙將來數種の著
述を見るであらう。

此等の中『國道物語』
は勿論のこと『特別
公共團體』の卷中諸
所に英國路政史に關
する幾多の興味ある
史實を載せて居る。

此の如き史實を背景

ては未だ組織的の著
述を見ないけれども
『國道物語』 The sto
ry of the King's Hig
hway は千九百十三年
に刊行され、近く「地
方自治體の下に於け
る英國監獄」が出
た、尙將來數種の著
述を見るであらう。

本道路は市電塔筋より中橋筋に至る高麗橋通り。木塊鋪裝、勾配は兩側より四分一
點迄三十分一中

央は之に接する

雙曲線幅員十二

間三分、大正十

二年九月竣工。

工事大要左の如

し。

◎大阪市改良道路 (1)

本道路は市電塔筋より中橋筋に至る高麗橋通り。木塊鋪裝、勾配は兩側より四分一
點迄三十分一中
「凝土」厚さ五寸、
敷一・三・「セメントモルタル」

高麗橋通二丁目
厚さ三分、目地
「アスファルト」

砂幅二分（深下部
二寸二分）及乾

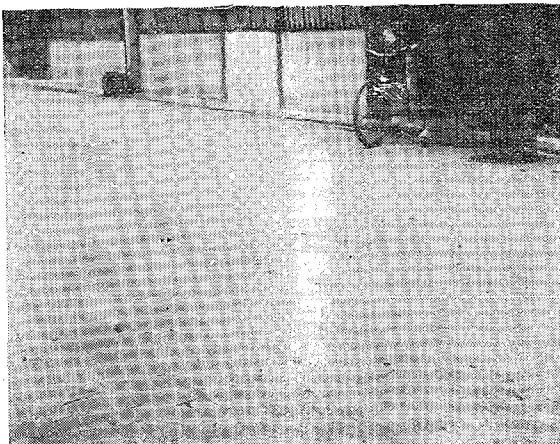
沙幅二分（深上

部一寸一分）木

目
幅二分（深下部
二寸二分）及乾

沙幅二分（深上

塊長五寸幅三寸厚さ三寸三分。



とし更に各種行政機
關議會等の精緻綿密
なる調査と、系統あ
る論議批判を土臺と
した英國行政の確乎
たる進路は欽羨に禁
えないものがある。

二

視する我國在來の風
習は到底行政の健全
なる進歩發達を期す
る所以ではない。曾
ては監察官なるもの
があつたが有爲の人

材が其の任に就いたに拘らず、何を監察したか行政の改善進

歩に資する所皆無に近い。今は審査委員なるものがあつて徒

に事務の進行を阻害し掣肘して居る。一

も精緻綿密なる研究調査の成跡を見ない

ことは邦家の前途の爲寒心に禁えない次第である。區々たる字句の末節や屁理窟的遁足の詮議立に得

得として居る丈で、行政施設の實質的改

善進歩如何には關する所に非ざるかの如く心得て居る。爲に

◎大阪市改良道路（三）

本道路は霞町曲折點より阿倍野筋線に至る市電霞町玉造線。車道鋪装は煉瓦勾配四十分一、歩道鋪装は「セメント混擬土」板勾配五十分一、幅員十間（軌道敷共）大正二年十一月竣工

事大要左

の如し。

（車道）

基礎工

一・三・六

セメント混擬土

厚さ三

セメントモルタル

行政上の小過失は或は之を防止輕減し得たであらうが、行政の進歩改善民人の利益の増進を目指すべき積極的經世上の行政本然の目的遂行には却て妨害を爲して居る。之を差引して監察官參事官の存在が我國行政上功罪相償ふや否や疑なしとしなかつた。頃者警保局「警察研究資料」を印刷した。中に明治二十年前後警官練習所に招聘せられた普國警察大尉ウイルヘルムヘーン氏が東

天寺公園立博物館南

分幅二
寸五分
厚さ三

分幅二
寸八分
六寸八

分幅二
寸五分
厚さ三

（歩道）基礎工石灰セメント混擬土敷一、二、漆喰厚さ五分、目地一、二、漆喰幅二分深下部一寸九分、及「セメントモルタル」幅一分深上部一分、「セメント混擬土」板一尺一寸角厚さ二寸。

諸縣を視察した數篇
の復命書と、明治三
十三年警部長會議に
於て警察監獄學校教
師フォンコイデル氏
講演が載つて居る。
共に警察事項を中心
とするものである
が、中に道路橋梁及
道路警察に言及した
ものは路政史上極めて
興味がある。獨逸人
が我路政に對して、
數十年前に苦言し批
判し改善意見を述べ
た事項の大部分が、
今日尙言々肯綮に當
つて路政當局者をして
愧死せしめるもの
がある。彼の歴代監

○大阪市改良道路（四）

本道路は池ノ上町若松町界より市電梅田新道線に至る大平橋通り。中央は「シートアスフ

アルト」

兩側は板

石鋪装兩

側より四

分一點迄

は二十五

分一直勾

配、中央

は之に接

する雙曲

ルト」基礎工一、三、六「セメント混凝土」厚さ四寸表面層「アスファルトモルタル」厚

一時半、中間層「アスファルトコンクリート」厚さ一時



線幅員

六間、

大正十
三年十

一月竣

竣工事

大要
左の如

シテシ

アスフ

アスフ

アスフ

アスフ

察官なる者も幾らか
我路政を視た筈であるが、路政の改善進歩に寸功なきこと固より言を俟たない。
其の監察する所も路政に對する識見も此の獨逸人に比して到底同日に談ぜられない。机上の屁理窟は並べ得られるか知らないが、現實具體の行政事績に改善施設する所あるが如きは、從來の形式抽象の空論行政家からは到底望み得られない所である。茲に警察研究資料から我路政史資料としてハーン

氏復命書コイデル氏
講演の路政に關係あ
る部分を抄録する。

三

ウヰルヘルムヘー

ン氏は普國警察大尉
にして、明治十七年
二月山縣内務卿内政
改善の第一歩とし
て、中央に有力なる
警察教育機關を設立
するの緊要なるを上
書し警官練習所の設
立を見るや、聘に應
じて明治十八年三月
警察曹長エミールフ
キガセウスキー氏と
共に來朝し、明治二

止に至るの間、地方

長官の選抜に係る警
察官吏に對し精勵格
勤銳意熱心教養に當
つて、我國警察界に
貢献するの功勞偉大
なるものがあつた。

幅員十
二間

十二間

大手前敷共

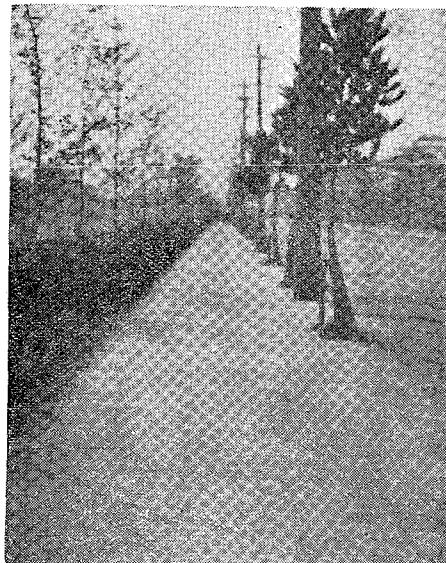
大正十
二年十
月竣

校前女學
前敷共

（軌道
物線、歩
道は「セ
メント混
凝土」板
鋪裝、勾
配四十分
一直勾配
の如し
功工事
大要左
の如し
至る二十有九日間）

（車道）基礎工一、三、六「セメント混凝土」厚さ五寸上層「アスファルト混凝土」厚二寸
(歩道)基礎工石灰「セメント混凝土」厚さ二寸五分敷一、二漆喰厚さ三分、目地一、
二漆喰幅二分深一寸七分及一、二、「セメントモルタル」幅二分深三分、「セメント混
凝土」板一尺五寸角厚さ二寸

ルト混凝
土鋪裝、
勾配三十
六分一拋
物線、步
道は「セ
メント混
凝土」板
鋪裝、勾
配四十分
一直勾配



◎ 大阪市改良道路（五）

本道路は法圓坂町馬場町界より京橋前ノ町に至る法圓坂町線。車道は、「アスファ

ラ」、警察官吏に對し精勵格勤銳意熱心教養に當つて、我國警察界に貢献するの功勞偉大なるものがあつた。

（明治十九年）九月
千八百八十六年
（明治十九年）九月
十六日付普國警察大

尉ヘーン氏の辭職、
愛知、岐阜、滋賀及三
重五縣視察（八月三
日より同三十一日に

止に至るの間、地方
長官の選抜に係る警
察官吏に對し精勵格
勤銳意熱心教養に當
つて、我國警察界に
貢献するの功勞偉大
なるものがあつた。

（明治十九年）九月
十六日付普國警察大
尉ヘーン氏の辭職、
愛知、岐阜、滋賀及三
重五縣視察（八月三
日より同三十一日に
止に至るの間、地方
長官の選抜に係る警
察官吏に對し精勵格
勤銳意熱心教養に當
つて、我國警察界に
貢献するの功勞偉大
なるものがあつた。

十二年三月同所の廢

に屬せずして、町村

廳の管掌する所とす。去れば警察官署及巡回巡查の如きは一時交通の妨害を生ずることあれば、唯可成速に之を除却するに過ぎず、故に是等のことあるに際しては只其旨を主管の官署に届出づべきのみ。但し其危害目前にありて一刻も猶豫すべからざる場合に限り、巡回員は直に相當の處分を爲すを得。

小官の所考に據れば、道路橋梁等に關して警察官に委する所の監督權は其區域狹

隘に過ぐるもの、如し。故に監督權は臨時已むを得ざるの處のみに止めず、其の便宜及必要と認むる點に至るまで擴充せられんことを望む。

◎大 阪 市 改 良 道 路 (六)

本道路は梅鹽木橋北詰より市廳舍南に至る中ノ島一丁目通り。路面鋪装は「ダービ

ヤマカタ

十月竣

功。

工事

大要左

の如し

大 阪 市 廳 南

四間四分

二十

ム」勾配

一

圓孤幅員

二



大正九年

(上層) 碎石層厚さ三寸三分

(下層) 碎石層厚さ一寸一分

臨に過ぐるもの、如し。故に監督權は臨時已むを得ざるの處のみに止めず、其の便宜及必要と認むる點に至るまで擴充せられんことを望む。小官親しく目撃したる所によるも警察官に於て臨時必要な事項すら尙注意せざるものありき。去れば溝渠等の傍らに通過するも其兩側に範圍を設けざるものあり。又橋梁には欄干を設けざるものあり。又稀に之を設けたるものあるも其構造甚不完全なり。又

不完全なる橋板を敷くものもあり。又、交

通頻繁の地にして、橋幅市街と同一ならざるもの之あるのみならず、甚しきに至ては僅に市街の三分の二に過ぎざるものあり。

而して橋に傍たる餘地には全く範圍を設けざるを以て夜間等には輒もすれば墜落の虞なきを保する能はず。

土「兩側

より八分

三點迄は

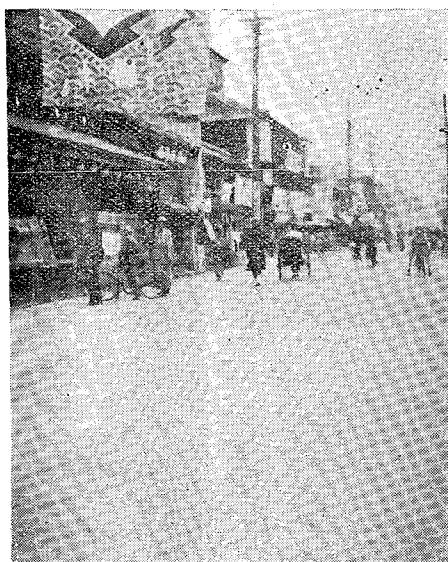
二十五分

一直勾配

中央は之

に接する

要左の如し。



圓孤幅
員六
間大
辨天座前

正七年
十一月
竣工。

工事大

又市街及道路に於て車馬の往來頻繁なるが爲、地面深く陥没して凹所を生じ、車行する者他路に迂回するか、若は車輪

(基礎工) 配合一、三、六、「セメント混凝土」厚さ四寸

(上層) 配合一、二、三、「セメント混凝土」厚さ二寸五分

の輓を折壊するの危険を冒して其所を通過せざるを得ず。小官の見る所にては道路橋梁は其設置概して狭隘に過ぎ、而も道路を直線に敷設する事の如きは未だ曾て之を試むる者すらあらざるが如し。吁、通行人は道路を轉回するが爲幾許の時間、を徒費せざるを得ざるなり。是等の點に就ては外觀の美を飾らんよりも寧ろ實際の便利に注目せざる可らず。而して小官の所考に據れば警察官即以上の事務を擔

任すべき者にして。

総令未だ之を擔任せ
ざるも幾分か是等の
點に注意し修繕等の
要求を爲さるべき
らざるものならんと
信ず。

四

千八百八十七年、

(明治二十年)九月二
十日付普國警察大尉

ヘーンの山口、廣島、
愛媛及び岡山の四縣

(七月二十三日乃至
八月三十一日)巡回

復命書の一節。

「道路に關しては大
體曾て復命書に陳述
したものをして此に復

◎大阪市改良道路(八)

本道路は大涉橋東詰より木津川橋東詰に至る江ノ子島町通り。路面は、「ゴールダ

ー」鋪装、幅員

六間、勾配は二

十分一乃至二十

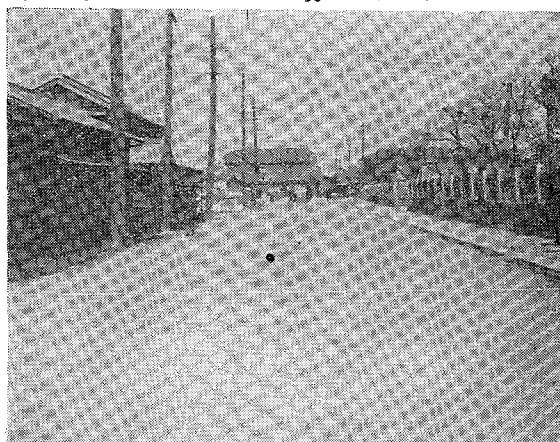
五分一圓弧大正

十三年八月竣工

工事大要左の

如し。

基礎工として
陸を切均し豆砂



利山砂利を數回
撒布して轉壓し
路面の乾燥後
「ゴールダ」

大阪府(華氏百八十度

前加熱)を二回撒
布し、毎回乾砂

を覆ひ更に轉壓
せり。

説するに過ぎざるなり。廣島縣及岡山縣の道路は共に觀るべきものあり。殊に岡山縣の如きは其最も宜しきを得たるものなりと謂ふべし。惟ふに該地方の人民は必ず當局者の注意の能く行き届けるを感じることなるべし。山口縣の道路も亦稍々可なり。愛媛縣に至りては毫も其可なるものあるを見ず。愛媛縣の道路の悪しき所以のものは蓋該地方の道路は多くは海岸に接するを以て。舟楫の交通頻

繁なるが爲に自然他の地方よりも道路の需用を減するに至るの故ならん歟。然れども彼の大市街と大宮祠（琴平神社歟註）

香川縣は明治二十一

年勅令第七十九號を以て愛媛縣より分立したものである）の間なる交通の非常に頻繁なり道路の如きは最も注意を要すべきものなりと信ず。

然るに予は其道路の甚だ荒惡なるを目撃せり。

予は該地方に於て目撃せし所の二三の事項及道路事件に關

◎ 大阪市改良道路（九）

本道路は市電片町線より同谷町線に至る島町通り路面の舗装には「コールタ」を

用ゐ、幅員六間

にして勾配二十

分一乃至二十五

分一圓弧大正十

三年十月竣工。

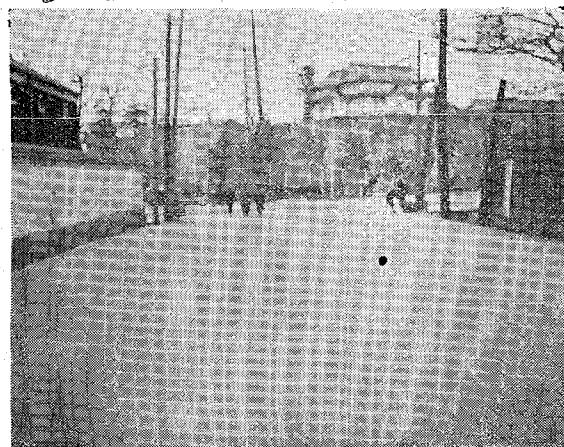
工事大要左の

如し。

基礎工として

陸軍衛戍病院前

陸を切均し豆砂



同散布して之を
轉壓し路面乾燥
の後「コールタ

一」（華氏百八十

度乃至二百二十

度に加熱）を二

回撒布し毎回乾

砂を覆ひ更に轉

壓せり。

する諸官署の取扱に就いて此に陳述する所あるべし。予は滯在の間に於て春尾村の入口に接見したる所に大木の横たはるものを見たり。右は暴風にて倒れたるものにして之が爲に非常に道路の交通を妨げ通行者は渾て其大木を迂回して此所を通過せざるを得ざりき。此倒木は予が同所に到着せし迄既に十日間も其儘に放擲せしものなりと云へり。たとひ該地方に於ては警察をして道路の事に干渉せざら

しむこととするも、然かも前述の如き場合に於ては便宜警察に其障害物を取除くを得るの權利を附與せざるべからず。然るに現時の如く先づ之を郡役所に申告し、其申告を俟て始めて、郡役所に於て之を取除くるが如き繁雜なる手數を用ふるときは、往復の間終に數週間を要するに至り、若し又誰が之を取除くべきものなりやに就き争論の生ずることあるときは、終に之が爲に幾多の時日を費やすに至るべきやも計られるなり。』

五

千八百八十九年十一月十一日付普國憲警察大尉ウキルヘルムヘーン氏の千八百八十九年(明治二十二年)四月より十月までの間、長崎、熊本、鹿兒島、宮崎、大分、福岡、佐賀、山形、秋田、青森、岩手、宮城十二縣下巡回復命書の一節。

『余は已に前回の復命書にて、數回道路及橋梁新設維持に關して、警察の大に干渉する所あらしむるを望み又從つて此の干涉の爲に責任を重くすべき事を論ぜり、歐羅巴に於ての希望に満足を與ふるが如き道路は、僅々のものにして唯だ完全なりしものは、三角港より熊本市に通ずる道路のみなり。余は道路の不完全なる状況を呈するは多く不十分なる道路工事

に原因すると思考す。特に地盤築造に就いては今少しく、望むべきものあり。又道路の左右に砂利の脱落するを防ぐ方法あらざるを以て、道路は忽ちにして弓狀を失ひ排水を妨げ、車輪等の爲に直に地面に凹所を生ずるに至れり。此點に關してに甚しきものは大分縣下大分より竹田に通ずる道路なりとす。該道路は其の新設の際は完全なりしなるべしと雖、現今は大に破壊の状況に傾向せり。道路新設の爲に一時多額の費用を支出するも、之を維持すべき爲に要する毎年の少額を豫算の内に加へざるは甚だしき不經濟と云はざるを得ざるなり。又穀物等を乾燥するが爲若是業務を營むが爲に道路若是の街路を其の廣さ全路三分の二以上使用して爲に往來は二輛の人力車を併行せしむること能はざるが如く、狹少を致したるは、往々之を目撃したり。此の場合に於て該當警察官の余に云ふ所に申れば、街路取締條例は獨り市街地にのみ施行せらるゝを以て、右等を禁ずるの制裁なとか、若し此言をして事實ならしめば右街路取締條例は單り市街地のみならず、亦總ての道路に施行せらるゝを必要と思考す。何となれば警察は公然の路上に於ける交通往來をして、毫も妨害なからしむるを本來の義務とするものなればなり。公然の道路の完全ならざるは、單り市外地のみならず、特に警察官の取締を要すべき

場所市街地に於ても亦目撃したり。即其の最も甚しきものは鹿児島縣市街地に於ける橋梁の内にて港灣の近傍なる本道に設けたる石橋の如き是れなり。此の石橋たるや橋面に甚しき凹凸を生じ、余をして唯に住民が此の如き往來妨害を看過するに一轟を喚せしめたるより外あらざりし。此の橋の状況は即廳下警察の體面を汚すものと稱すべし。道路工事の方法に關しては千八百三十四年四月六日の普漏西國內務省令に詳らかなれども、余は人の已に之を知れるか、或は其の書籍の已に内務省に之あるならむと思考するを以て此に之を言はず。

六

明治三十三年警部長會議に於ける警察監獄學校教師フオニアーデル氏講話の一節。

フオンコイデル氏は明治三十二年改正條約實施に際し、
警察官吏監獄官吏の教養の爲警察監獄學校設立を見るや、聘に
應じて來朝し、明治三十五年三月歸國に至るの間廳府縣警察
官吏の教養に任じた。

「交通警察及之と關係ある道路警察に付き述べべし。前に火災警察に付き述べる際危険及損害の大なることを述べたり。予が所見に依れば交通及道路に付きて公衆が受くる不必要な

る損害及煩累は實に一層大なるものと云ふべし。茲に一言し置きたきは歐洲人の希望する所必ずしも貴國に容れられざるべしと雖、外人交通の頻繁なる土地に於ては、其の設備を少くとも歐洲風に近からしむべきものなり。實に都會の繁榮日に月に昌にして隨て交通頻繁になるに於ては、公共の道路は今日の状況に在つては殆ど交通の需要を満足するを得ざるものと斷言するを憚らす。今日の道路を視るに概ね狹隘にして又東京の如き或處には廣き道路あるも、其右側又は左側には小石を散布せるが故に、道路の全幅を利用するを得ざるなり。唯止むを得ざりし場合に於て車輛等の此石上を走るのを見るのみ。去れば道幅狭き所之を擴むるの設計を爲し、若し實行し能はざる場合に於ては少くとも交通の妨害となるべきものは總て之を車馬道より遠ざくるを要するなり。而して兩側の家屋住民者の家具器具等散亂せる其他路上に於て兒童の遊戯する如きは則ち交通の妨害となるものなり。然れども諸君は車輛の交通は將來益々發達すべき事を一考せざるべからず。而して此車輛は特に動物又は器械的の力を以て運轉せしむべき車輛にして、今日普通に用ひらるゝ人力車より場所を塞ぐこと多きものなり。其他自轉車の交通も亦然り。去れば歩行者に對する危険は益々甚しきに至るべし。故に主たる交通路

に於ては特に人道を設け且又車道にも改良を施すの必要あるべし。隨つて今日に於ける道路の築設及維持法は之を永遠に用ふることを得ず。必らずや他の方式を探用せざるべからず。即今○日○の如く人○類○及○動○物○を○以○て○石○を○踏○み○固○む○る○が○如○き○迂○遠○の○方○法○を○探○ら○す○し○して○、交○通○頻○繁○なる○所○に○て○は○機○械○を○使○用○し○て○之○を○固○め○ざ○る○べ○か○ら○す○。又○恐○ら○く○は○漆○喰○道○と○な○さ○る○べ○か○ら○す○る○べ○し○。

予が出現したる際甚しきことを目撃せり。又郡部に於ても道路は決して宜しからず、寧ろ一層悪しきが如し軍隊の通行上極めて困難なることは豫想するに餘りあり。

道路にして東京市中の或道路の如く道幅廣きときは、車道及人道を區別し其境界には樹木又は芝を植ゑ以て兩者を區別する可とす。乃ち因て以て交通を整理し又維持費を節減するを得べく、又砂塵を防ぎて健康を害するの不愉快を除くを得べく、同時に都府の美觀を添ふべき筈なり。交通警察も亦十分に其職責を盡さるが如し。予は内外人の往來頻繁なる或土地に於ける鐵道停車場の踏板の大破して、其中央に大穴あるを見たり。夜間又は乗客の難咎せる場合に於ては必ずや之に陥るゝ負傷するものあるべし。京都は道路概して狹隘なり、而して荷車は牛に挽かしむるなり。然るに御者は長く其

綱を弛め殆ど御者にあらざるかの如き觀あり。故に車輛は殆ど八乃至十米突の場所を塞ぐが如し。斯の如き狀況にして交通の妨害とならざらんことを望むも得べからざるなり。

車輛及び通行人は總て道路の左側を通行し、且往者來者相會するときも亦左側に避くべきの規定は之が勵行を望む。

公の交通機關たる客の運送に供する車輛に對し、全國何れの地方にても賃錢表を定むるを要す。横濱及京都の如し、道路の點燈不十分にして交通の安全を缺けり。是れ亦改良を要するの點なりとす。』

東京市の道路交通調査

雨に祟られ失敗に終る

都市政策の大綱を決定する資料を得るのであると、大いに吹いて五萬圓の費用をかけて、全市内に亘つて交通調査を實行したが、雨の降らない豫定であつたのが、不幸遂に雨が降つたので、交通量は平常の三分一位な所もあつて折角の調査も雨に流されて終つて五萬圓は水泡に歸してしまつた。

此資料を何に使つて五萬圓を活かそうかとは、當局思案投げ首の態。始めから餘り吹くものでない。